

平成24年度

地方分権振興交付金報告書



平成25年12月

総務省自治行政局行政課

目 次

はじめに	2
I 地方自治法施行60周年記念式典の開催	3
II 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等	4
III 地方分権振興交付金の創設	19
IV 平成24年度地方分権振興交付金報告書	20
1. 沖縄県	21
2. 神奈川県	26
3. 宮崎県	30
4. 栃木県	35
5. 兵庫県	40
6. 大分県	45
V 参考資料	50
地方分権振興交付金交付要綱	51

はじめに

地方自治法が施行されて60周年に当たる平成19年に、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。こうした中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年記念貨幣を概ね10年間にわたって発行することとした。

各年度の発行団体については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の検討結果を踏まえて決定され、既に発行された団体を含め、平成25年11月現在、平成26年度前半発行分までの35団体の図柄が決定されており、各団体の創意工夫を活かしながら、地域の美しい風物や重要なイベントを織り込んだ図柄となっている。

総務省では、記念貨幣の発行を契機に、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とし、記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する地方分権振興交付金を創設し、3,500万円を上限として当該団体の事業を支援するために予算措置を行った。

当報告書は、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行概要、地方分権振興交付金の交付概要、平成24年度に発行した6県の報告書及び平成25年度以降の発行概要等を取りまとめたものである。

I 地方自治法施行60周年記念式典の開催

【趣旨】

平成19年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年である。このような大きな節目の年に当たり、国民挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、記念式典を挙行し、あわせて地方自治に関する功労者の表彰等を実施。

【日程】 平成19年11月20日(火) 11時

【場所】 東京国際フォーラム

【式典のはこび】

天皇皇后両陛下御臨席	
国歌吹奏	東京消防庁音楽隊
開式の辞	総務副大臣
式辞	総務大臣
地方自治功労者表彰	総務大臣
天皇陛下おことば	
祝辞	内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 最高裁判所長官
決意表明	地方公共団体代表者
閉式の辞	総務副大臣
天皇皇后両陛下御退席	

【地方自治法施行60周年記念事業の概要】

(政府)

- ・ 地方自治法施行60周年記念式典
- ・ 地方自治功労者表彰（地方公共団体の議会の議員、職員及び民間人）等

(地方公共団体)

- ・ 各種記念行事の開催
- ・ 広報等への掲載

(関係団体)

- ・ 記念シンポジウム、記念セミナーの開催等
- ・ 記念宝くじの発売
- ・ 各種雑誌の特集号の編集

Ⅱ 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等

【基本的な方針】

記念貨幣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条第2項に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」とこととされ、これまでの対象事業の記念性・過去の発行例等を勘案の上、発行を決定した。

(参考) これまでの記念貨幣の発行例を類型化

1. 皇室の御慶事に関するもの(御在位10年、50年、60年、御即位、御成婚)
2. 国際的行事に関するもの(オリンピック、国際博覧会、アジア大会、W杯大会)
3. 国家の構造、主権に関するもの(内閣制度100周年、裁判所制度100周年等)
4. 国家的プロジェクトに関するもの(青函トンネル、瀬戸大橋、関西国際空港等)

【目的】

昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる本年、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われている中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の振興を図るため、今後概ね10年間にわたって各都道府県のデザインした図柄により発行するもの。

【発行団体等の決定】

平成20年度以降の発行団体等については、財務省に設置された地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合により検討することとされ、概ね以下のとおり決定された。(参考：平成19年12月18日(火)会合資料より)

1. 発行時期

- ・平成20年夏以降、原則として平成28年までの間、年5～6都道府県ずつ、47都道府県について発行
- ・プレミアム型は、原則として年5～6回に分けて、順次発行
- ・引換型は、原則として年2回に分けて、順次発行

2. 発行順序

- ・サミット等のような重要な国際会議に代表されるように、それぞれの地域における国際的、歴史的に重要な行事と連携するものを優先させる。
- ・風物・史跡や歴史をテーマとする場合については、例えば世界遺産等国际機関からの指定・認定の前後のものや、関連する歴史的行事の開催などと連携するものを優先させる。
- ・上記の行事には、国内で毎年開催されるものは含めない。
- ・21年度以降の発行順序については上記の考えに基づき決定し、調整が必要な場合には、「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」メンバーから構成される小会合(以下、「小会合」という。)にて検討を行う。

※ その後、各年ごとの発行団体数は、全国知事会、財務省、造幣局との協議により、年6～7都道府県ずつ発行することとなった。

【発行団体及び発行予定団体とそのデザイン】

- ・財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」での検討をふまえ、財務省において、これまでに平成27年度前半の発行団体までが決定されている(別添参照)。

発行団体及び発行予定団体 ①

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (8頁以降参照)
H20年度	H20.1.16 第2回本会合	H20.1.16	北海道：洞爺湖サミット	H20.5.13
			京都府：源氏物語千年紀	
			島根県：石見銀山世界遺産登録	
H21年度前半	H20.6.6～18 第1回小会合	H20.6.24	新潟県：特別天然記念物「トキ」放鳥	H20.12.5
			長野県：日本アプスや国宝善光寺などの豊かな自然と文化	
H21年度後半	H20.9.3 第2回小会合	H20.9.19	茨城県：科学技術創造立県	H21.6.5
			奈良県：平城遷都1300年祭	
H22年度前半	H21.2.4 第3回小会合	H21.2.26	高知県：坂本竜馬と太平洋～時代を切り拓いた土佐人とその風土	H21.12.8
			岐阜県：長良川の鵜飼	
			福井県：アジアの恐竜研究拠点	
H22年度後半	H21.11.13 第4回小会合	H21.11.24	愛知県：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	H22.6.18
			青森県：りんごとねぶた(ねぶた)、三内丸山遺跡等	
			佐賀県：佐賀県を代表する人物である大隈重信侯とその功績	
H23年度前半			富山県：「立山・黒部」の自然と人間の関わり ～信仰・砂防・発電・観光～	H22.10.8
			鳥取県：鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観	
			熊本県：阿蘇	

発行団体及び発行予定団体 ②

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (8頁以降参照)
H23年度後半	H22.9.16～28 第5回小会合	H22.10.8	滋賀県：マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖	H23.5.24
			岩手県：平泉の文化遺産	
H24年度前半			秋田県：白瀬中尉の南極探検100周年	H23.10.7
			沖縄県：沖縄復帰40周年	
H24年度後半	H23.5.2～H23.6.6 第3回本会合	H23.6.10	神奈川県：武家の古都・鎌倉	H24.4.17
			宮崎県：宮崎県庁本館の景観重要建造物指定	
H25年度前半			栃木県：とちぎの魅力 豊かな自然・文化・歴史	H24.8.28
			兵庫県：コウノトリ	
H25年度後半	H24.5.22～H24.6.4 第4回本会合	H24.6.15	大分県：八幡宮総本社宇佐神宮と大偉業を果たした相撲の達人	H25.4.16
			宮城県：慶長遣欧使節派遣400周年	
H26年度前半			広島県：ひろしまの魅力を発信する観光資源	H25.8.27
			群馬県：富岡製糸場と絹産業遺産群	
H25年度後半			山梨県：富士山	H25.4.16
			静岡県：富士山	
H25年度後半			岡山県：晴れの国おかやまの豊かな自然と歴史・文化	H25.4.16
			鹿児島県：屋久島世界自然遺産登録20周年	
H26年度前半			山形県：日本人の心のふるさと美しい山形	H25.8.27
			三重県：日本人の心のふるさと伊勢、熊野	
H26年度前半			愛媛県：築120周年を迎える道後温泉本館とえひめの美しいしまなみ	H25.8.27

発行団体及び発行予定団体 ③

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H26年度後半	H25.5.16～23 第5回本会合	H25.6.7	埼玉県:埼玉県が誇る歴史と文化 石川県:いしかわ百万石物語 香川県:特別名勝 栗林公園	未決定
H27年度前半			山口県:おいでませ 自然・歴史・文化あふれる山口へ 徳島県:心癒され心躍る自然と文化渦巻く「宝の島・徳島」 福岡県:九州国立博物館開館10周年及び宗像・沖ノ島と関連遺産群の 世界遺産登録の推進	未決定

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成20年度発行分)

額面	各都道府県共通(裏面)	北海道	京都府	島根県
千円				
	雪月花 発行枚数	洞爺湖とタンチョウ 10万枚	国宝「源氏物語絵巻」宿木 三(部分) 10万枚	おとりおさめちようきん 御取納丁銀と牡丹 10万枚
	販売時期	平成20年7月	平成20年10月	平成20年12月
五百円				
	古銭のイメージ 発行枚数	洞爺湖と北海道庁日本庁舎 210万枚	国宝「源氏物語絵巻」宿木 二(部分) 205万枚	どうたく 銅鐸とその文様・絵画 197万枚
	引換時期	平成20年12月10日(水)(3道府県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成21年度発行分)

額面	長野県	新潟県	茨城県	奈良県
千円				
	上高地 10万枚 平成21年5月	トキと佐渡島 10万枚 平成21年7月	H-IIロケットと筑波山 10万枚 平成21年10月	大極殿正殿と桜と蹴鞠 10万枚 平成21年12月
五百円				
	善光寺と牛 183万枚 平成21年7月15日(水)(2県同時)	トキと棚田 184万枚 平成21年7月15日(水)(2県同時)	借薬園と梅 187万枚 平成22年1月20日(水)(2県同時)	遣唐使船 180万枚 平成21年12月
発行枚数				
引換時期				

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度前半発行分)

額面	高知県	岐阜県	福井県
千円	 坂本龍馬と桂浜 10万枚 平成22年3月	 長良川の鵜飼 10万枚 平成22年4月	 恐竜と策尋坊 10万枚 平成22年6月
五百円	 坂本龍馬 196万枚	 白川郷とれんげ草 186万枚	 恐竜 183万枚
発行枚数			
引換時期	平成22年7月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度後半発行分)

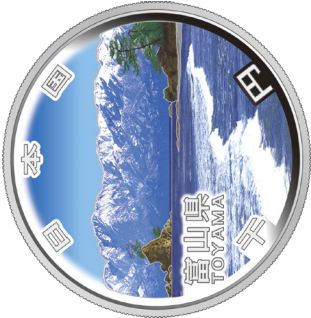




額面	愛知県	青森県	佐賀県
千円	 <p>愛知県 AICHI</p>	 <p>青森県 AOMORI</p>	 <p>佐賀県 SAGA</p>
発行枚数	金鯨とカキツバタと渥美半島 かつみ 10万枚	ねぶた・ねぶたとりんご 10万枚	大隈重信と伊万里・有田焼 10万枚
販売時期	平成22年8月	平成22年10月	平成22年11月
五百円	 <p>愛知県 AICHI</p>	 <p>青森県 AOMORI</p>	 <p>佐賀県 SAGA</p>
発行枚数	愛知県庁本庁舎とカキツバタ 195万枚	三内丸山遺跡と土偶 さんないまるやま 190万枚	大隈重信と佐賀錦・鹿島錦 191万枚
引換時期	平成23年1月19日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度前半発行分)

額面	富山県	鳥取県	熊本県
千円	 富山県 TOYAMA 海越しの立山 連峰 たてやま 10万枚 平成23年5月	 鳥取県 TOTTORI 鳥取砂丘と山陰海岸 10万枚 平成23年6月	 熊本県 KUMAMOTO 阿蘇 10万枚 平成23年7月
五百円	 おわら風の盆 180万枚	 三徳山 三佛寺 投入堂 さんぶつじ なげいれどう 177万枚	 熊本城 187万枚
発行枚数			
引換時期	平成23年7月20日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度後半発行分)

額面	滋賀県	岩手県	秋田県
千円			
発行枚数	琵琶湖とカイツブリと浮御堂 10万枚	中尊寺金色堂と尊寺ハスと毛越寺浄土庭園 11万枚(注3)	白瀬蘆となまはげ 10万枚
販売時期	平成23年8月	平成23年10月	平成23年11月
五百円			
発行枚数	ビワコオオナマズとニゴロブナ 177万枚	中尊寺金色堂新覆堂と毛越寺曲水の宴 179万枚	白瀬蘆と竿燈 174万枚
引換時期	平成24年1月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

(注3)岩手県の千円銀貨幣については、平成24年度に1万枚を追加発行。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度前半発行分)

額面	沖縄県	神奈川県	宮崎県
千円			
発行枚数	首里城と組踊 10万枚	鶴岡八幡宮と流鏑馬 10万枚	宮崎県庁本館と高千穂の夜神楽 10万枚
販売時期	平成24年3月	平成24年5月	平成24年6月
五百円			
発行枚数	那覇大綱挽とエイサー 176万枚	鎌倉大仏 189万枚	宮崎県庁本館 174万枚
引換時期	平成24年7月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度後半発行分)

額面	栃木県	大分県	兵庫県
千円			
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成24年8月	平成24年9月	平成24年11月
五百円			
発行枚数	180万枚	179万枚	180万枚
引換時期	平成25年1月16日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成25年度前半発行分)

額面	宮城県	広島県	群馬県
千円			
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成25年3月	平成25年5月	平成25年6月
五百円			
発行枚数	170万枚	170万枚	172万枚
引換時期	平成25年7月17日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成25年度後半発行分)

額面	岡山県	静岡県	山梨県	鹿児島県
千円				
	岡山後楽園と桃太郎 10万枚 平成25年8月	富士山 10万枚 平成25年9月	富士山と山梨リニア実験線とぶどう 10万枚 平成25年10月	縄文杉と永田岳とヤクシマシヤクナゲ 10万枚 平成25年11月
五百円				
	岡山後楽園 166万枚	富士山と茶畑 170万枚	富士山とぶどう 167万枚	桜島 166万枚
発行枚数	166万枚	170万枚	167万枚	166万枚
引換予定時期	平成26年1月頃(4県同時)			

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成26年度前半発行分)

額面	愛媛県	山形県	三重県
千円	 <p>道後温泉本館とみかん</p>	 <p>最上川とさくらんぼ</p>	 <p>五十鈴川と伊勢神宮宇治橋</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売予定時期	平成26年3月頃	平成26年4月上旬頃	平成26年4月下旬頃
五百円	 <p>瀬戸内しまなみ海道と愛媛の島々</p>	 <p>縄文の女神</p>	 <p>熊野古道伊勢路</p>
発行枚数	—	—	—
引換予定時期	平成26年7月頃(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

(注3)26年度後半以降の発行スケジュールについては、今後、順次決定・発表する予定。

Ⅲ 地方分権振興交付金の創設

【施策の概要】

地方分権、地域活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から概ね10年間にわたって、「地方自治法施行60周年記念貨幣」を各都道府県がデザインした47都道府県ごとの図柄により、順次発行することとされた。

これに伴い、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、「地方分権振興交付金」を創設したところであり、貨幣の発行年度に合わせて交付するものである。

【交付金の内容】

(1) 交付対象

「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県

(2) 交付金額

1団体あたり3,500万円を上限とし発行実績に応じて交付

(3) 対象事業

- ・ 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- ・ その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

【予算額の推移】

平成20年度	105百万円
平成21年度	140百万円
平成22年度	210百万円
平成23年度	210百万円
平成24年度	210百万円
平成25年度	245百万円

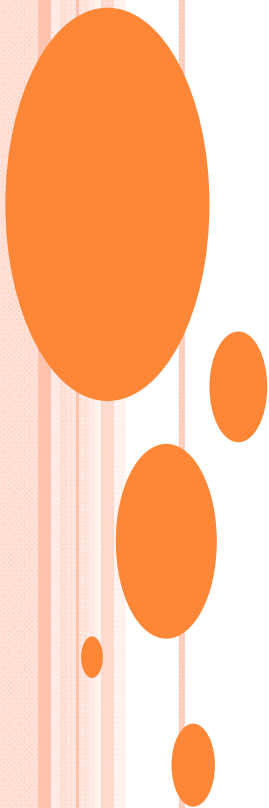
(参考：発行団体数)

平成20年度	3団体（北海道 京都府 島根県）
平成21年度	4団体（長野県 新潟県 茨城県 奈良県）
平成22年度	6団体（高知県 岐阜県 福井県 愛知県 青森県 佐賀県）
平成23年度	6団体（富山県 鳥取県 熊本県 滋賀県 岩手県 秋田県）
平成24年度	6団体（沖縄県 神奈川県 宮崎県 栃木県 兵庫県 大分県）
平成25年度	7団体（宮城県 群馬県 広島県 山梨県 静岡県 岡山県 鹿児島県）
平成26年度	6団体（山形県 三重県 愛媛県 埼玉県 石川県 香川県を予定）

IV 平成24年度 地方分権振興交付金 報告書

- 1. 沖 縄 県**
- 2. 神奈川県**
- 3. 宮 崎 県**
- 4. 栃 木 県**
- 5. 兵 庫 県**
- 6. 大 分 県**

1. 沖繩県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄コンセプト】

平成24年5月15日に沖縄県は日本へ復帰して40周年となることから、基本テーマを「沖縄復帰40周年」とした。県民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感し、自信と誇りの持てる沖縄をイメージする一つとして、沖縄らしい伝統的な文化や芸能、地域の行事等のデザインを国へ提案。造幣局主催のデザイン検討会等を経て貨幣図案が決定した。

○首里城と組踊

- 「首里城」……琉球王国(1429年～1879年)の王宮。首里城跡は2000年12月、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録された9ヶ所のうちの一つ。
- 「組踊」……台詞、音楽(歌曲)、所作、舞踊によって構成される沖縄の伝統芸能。1972年5月に国の重要無形文化財に指定、2010年11月にユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載された。

○那覇大綱挽とエイサー

- 「那覇大綱挽」…1450年頃を起源とし、近年行われたものでは綱全長186m、総重量40トン220キロ、綱直径1m58cmが最大とされる。大綱の手綱を挽くことにより、幸福を引き寄せ、市民融和、無病息災、平和安寧を願うとされる。
- 「エイサー」……旧盆の夜に各家の無病息災、家内安全、繁盛を祈り、祖先の霊を供養するために青年男女が集落を踊り巡る沖縄の伝統行事。

関連する行事の開催等概要



首里城公園「首里杜館」

○地方自治法施行60周年記念貨幣展

- 主 催 独立行政法人造幣局
開催時期 平成24年3月16日(金)～3月18日(日)
開催時間 午前8時から午後7時(最終日は午後7時30分)まで
開催場所 首里城公園「首里杜館(すいむいかん)」1階
展示内容
- ・沖縄県の地方自治法施行60周年記念貨幣イメージサンプル
 - ・沖縄県に関する記念貨幣
 - ・既に発行された地方自治法施行60周年記念貨幣 19道府県
(北海道、京都府、島根県、長野県、新潟県、茨城県、奈良県、高知県、岐阜県、福井県、愛知県、青森県、佐賀県、富山県、鳥取県、熊本県、滋賀県、岩手県、秋田県)



○その他

地方自治法施行60周年記念貨幣の沖縄県分が発行されることについて、広報及び周知するためポスターを各市町村及び関係機関等へ配布。

また、県のホームページ上で図柄の説明や引換え開始時期、貨幣セット等の申込み方法などを掲載し、周知を図った。

交付金事業概要

1. 概要(実績)

地域の振興及び活性化を目的とした、以下2事業を実施した。



(1) 第6回太平洋・島サミット支援事業(太平洋・島サミット支援事業)

沖縄県では、「第6回太平洋・島サミット」PALM6(H24.5.25-26)の機会を捉え、太平洋島嶼国の首脳や代表等を歓迎する行事や県民との交流事業等を実施した。

※参加国(日本を含めた17カ国・地域の首脳等)

＜太平洋・島サミット期間中の沖縄県主催行事等＞

- ・空港での歓迎セレモニー・見送り ・県知事主催昼食会
- ・第6回太平洋・島サミット交流会／高校生サミット提言式
- ・沖縄のうた紹介(於総理夫妻主催晩餐会)
- ・夫人プログラム ・高校生太平洋・島サミット(H24.5.23-26)



(2) うちなー地域づくりフェスタ開催事業(地域づくり推進事業)

地域づくりに関する問題意識及び当事者意識(離島・過疎地域の地域づくりへの関与等)の涵養を図り、協働による新しい地域づくりに対する自治体、企業、住民等の理解・活動を促すきっかけづくりとして「うちなー地域づくりフェスタ」を開催した。

＜内容＞

- ・オープニング(エンディング)セレモニー
- ・うちなー地域づくり大賞授賞式
- ・トークライブ・パネルディスカッション
- ・地域づくりステージ(地域芸能)
- ・地域自慢の特産品販売会
- ・パネル展



(大賞募集用ポスター)

2. 事業実施期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

3. 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

(1) 第6回太平洋・島サミット支援事業(太平洋・島サミット支援事業)

沖縄県では、県内で開催される三度目の太平洋・島サミット(PALM)において、「太平洋島嶼国の首脳や代表等の宮古島ご訪問」、「高校生太平洋・島サミット」の実施に初めて取り組んだ。

・「太平洋島嶼国の首脳や代表等の宮古島ご訪問」

環境にやさしい活動に積極的に取り組む宮古島をエコアイランドとして発信し、新たな沖縄の魅力をアピールした。離島(宮古島)における首脳級国際会議の関連行事への取組は、沖縄県にとって貴重な経験となった。



・「高校生太平洋・島サミット(Young PALM)」

PALM参加国高校生が、共同生活を通して、島嶼の共通課題である「水(環境問題)」について考える交流事業を実施することにより、PALM参加国の将来を担う若い世代の相互理解を深め、友情を育ませることができた。また、Young PALMの議論の結果は「水資源の保全」、「国際協力」等の分野にとりまとめられ、高校生からPALM6に参加する首脳等に対する提言として発表された。



(2) うちなー地域づくりフェスタ開催事業(地域づくり推進事業)

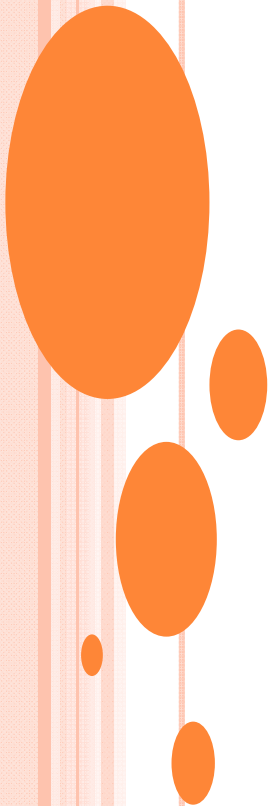
県内で活動する地域づくり団体を表彰する「地域づくり大賞」や活動を紹介するパネル展示、地域芸能の披露、地域特産品のPR及び即売会を実施。地域づくりに関する自治体・企業・県民への地域づくりに対する理解と活動を促すことができた。

・「地域づくり大賞」

51団体の応募があり、大賞(1団体)を含め5団体を表彰。表彰団体の取組みをパネルや映像で紹介するなど、地域づくりへの理解を深めることができた。



2. 神奈川県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣



五百円貨幣



【図柄のコンセプト】

○千円銀貨幣 『鶴岡八幡宮と流鏝馬』

「武家の古都・鎌倉」を代表する神社である鶴岡八幡宮と流鏝馬

※鶴岡八幡宮

鎌倉幕府を樹立した源頼朝が鎌倉入りした1180年に現在の地に造営したもので、幕府を守護するものとして位置付けられた神社。江戸時代に建築された上宮の本殿、幣殿等が平成8年に国の重要文化財に指定されている。

※流鏝馬

疾走する馬上からの矢を射る伝統的な騎射の技術・稽古・儀式。鶴岡八幡宮では、放生会（＝殺生を戒める儀式に端を発し、後に収穫祭、感謝祭の意味合いを含めた行事）等に伴う神事として奉納されている。

○五百円貨幣 『鎌倉大仏』

鎌倉大仏(国宝・銅造阿弥陀如来坐像)

※鎌倉大仏

幕府と民衆の安寧を願う「鎮護国家思想」に基づき、武家政権の象徴にして守護仏として、鎌倉幕府が主導し、多くの民衆が勧進して造立されたとされる。像高は約11.5mあり、鎌倉時代に造立された当時の姿を今に留めており、明治30年(1897年)国宝に指定されている。

交付金事業概要

1. 概要

【武家の古都・鎌倉から始めるかながわの魅力発信事業】

「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の推進に資する事業や県内主要観光地の魅力発信向上につながる事業として、『来てもらう』『理解してもらう』『伝えてもらう』の視点から、次の7つの事業を展開した。

◆ITを絡めた観光地の魅力向上・発信事業

神奈川県外国語版観光ホームページ「Kanagawa Travel Info」の英語版について、スマートフォンの最適表示化を行い、英語圏の観光客に向けて「武家の古都・鎌倉」の魅力を発信した。併せて、スマートフォン向け日本語表示ページを新たに作成し、国内向けに「武家の古都・鎌倉」の魅力の発信の周知を行った。

◆『おすすめ！三浦半島ガイド&マップ』改訂版発行

「武家の古都・鎌倉」の関連情報を掲載し、内容を充実させた『おすすめ！三浦半島ガイド&マップ』を発行し、鎌倉を含む三浦半島地域の魅力を観光客に向けて情報発信した。

◆『郷土史かながわ』DVD作成

日本史必修化に係る本県独自科目『郷土史かながわ』の教材について、多数掲載されている鎌倉や県内各地の史跡等の文化財をもとに、映像教材(DVD)を作成し、県立高等学校や中等教育学校及び公立図書館などの関係各所に配布した。

◆「武家の古都・鎌倉」関連3館連携展示事業

歴史博物館、金沢文庫、鎌倉国宝館において、共通のテーマとしての「武家の古都・鎌倉」と各館独自のテーマを併せた特別展を行い、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図った。

◆「武家の古都・鎌倉」ガイドブックの作成

『「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書』の内容に合わせた「武家の古都・鎌倉」のガイドブックを作成し、国内外に向け「武家の古都・鎌倉」が世界遺産にふさわしい意義深い地であることへの理解と世界遺産登録に向けた機運の醸成を図った。

◆鎌倉 歴史と文化発信プロジェクト

「能楽×弦楽オーケストラ×邦楽『いざ、鎌倉！～伝統と新たなる創造へ～』」と題し、能楽と神奈川フィルハーモニー管弦楽団、弦楽四重奏と箏、箏と能楽で、鎌倉にゆかりのある演目などを「建長寺 龍王殿」と「鎌倉能舞台」で行い、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けた機運の醸成を図り、かながわの魅力を発信した。

◆称名寺・金沢文庫の案内板設置

「武家の古都・鎌倉」を構成する重要な要素である称名寺境内に案内板を設置するとともに、国内外からの来訪者のアクセス性の向上を図るため、金沢文庫駅から称名寺・県立金沢文庫までの歩行ルートに複数言語表示による案内板を設置した。

2. 事業実施期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

記念貨幣発行事業の効果

「武家の古都・鎌倉から始めるかながわの魅力発信事業」を行い、「武家の古都・鎌倉」をはじめ、県内の文化遺産の価値・魅力などを情報発信したことで、多くの観光客が訪れ、地域振興を図ることができました。

来て
もらう

・各種広報媒体を通じて、
神奈川の魅力を情報発信

外国語版観光ホームページ「Kanagawa Travel Info」及び日本語版観光ホームページ「かなたび」の情報をスマートフォンから閲覧できるようにしました。また、『おすすめ！三浦半島ガイド&マップ』及び「武家の古都・鎌倉」ガイドブックを発行し、国内外の観光客を多く誘客することができました。称名寺境内及び金沢文庫駅から称名寺・県立金沢文庫までの歩行ルートに、複数言語による案内板を設置したことで、来訪者の利便性向上を図ることができました。



『おすすめ！三浦半島』
ガイド&マップ



「武家の古都・鎌倉」
ガイドブック

理解して
もらう

・神奈川の文化遺産の魅力に触れ、その価値を理解してもらうための場



「武家の古都・鎌倉 世界遺産登録推進3館連携特別展」では、「武家の古都・鎌倉」の魅力を多くの来場者に認識してもらうことができました。また、「鎌倉の文化財と世界遺産」をテーマにシンポジウムを開催し、鎌倉の歴史の奥深さや貴重さについて、参加者に再確認してもらうことができました。

【来場者】3館 36,019人

← 歴史博物館3館連携特別展「再発見！鎌倉の中世」

伝えて
もらう

・次の世代に継承しようとする意識を高めてもらう場や機会の提供

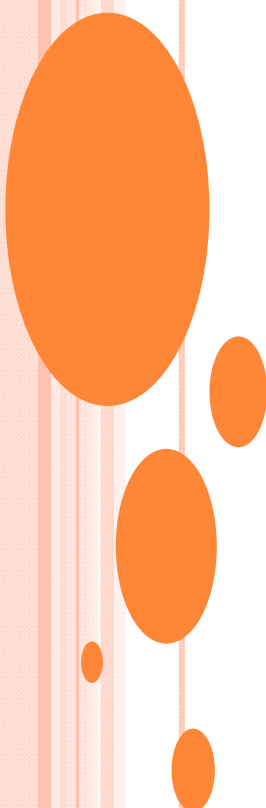
「鎌倉 歴史と文化プロジェクト」では、神奈川フィルハーモニー管弦楽団と和楽器、伝統芸能などのコラボレーションによる芸術文化を鎌倉の社寺等で発信し、歴史と文化の魅力をPRすることができました。また、鎌倉や県内各地の文化財等を紹介したDVD『郷土史かながわ』を作成し、高校生等に、地域の文化財を尊重する態度や郷土を愛する心の育成を図ることができました。

建長寺：（能×神奈川フィルハーモニー管弦楽団）

鎌倉能舞台：（弦楽×邦楽）



3. 宮 崎 県







記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県ごとの図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円バイカラー・クラッド貨幣	
表面 	裏面 	表面 	裏面 
表面：宮崎県庁本館と高千穂の夜神楽 裏面：雪月花をイメージ(都道府県共通)		表面：宮崎県庁本館 裏面：古銭をイメージ(都道府県共通)	

【図柄のコンセプト】

宮崎県を代表する建造物である「宮崎県庁本館」は、地方自治の進展とともに歴史を重ね、今や、県内有数の観光スポットとなっている。また、「高千穂の夜神楽」は、天孫降臨神話で知られる高千穂町一帯に伝わる夜神楽であり、国の重要無形民俗文化財の指定を受けている。

有識者を含めた検討会を経て、本県振興を図る上で貴重な財産である「宮崎県庁本館」と「高千穂の夜神楽」をデザインした図柄に決定した。

○ 宮崎県庁本館

昭和7年に建設された、現存する都道府県庁では4番目に古い庁舎である。

建物は、壁面に装飾柱を施し、その上端をとがらせる近世ゴシック様式になっており、ヨーロッパの城館建築と教会建築の影響を強く受けている。

前庭には県木フェニックスをはじめ、ワシントンアパーム、びろう樹、ソテツ、リュウゼツランなどの亜熱帯植物が植栽され、1年中緑に覆われている。

○ 高千穂の夜神楽(手力雄(好カオ)の舞)

高千穂の夜神楽は、秋の実りへの感謝と翌年の豊穡を祈願するものであり、毎年11月から翌年の2月にかけて行われ、夜を通して舞われる。

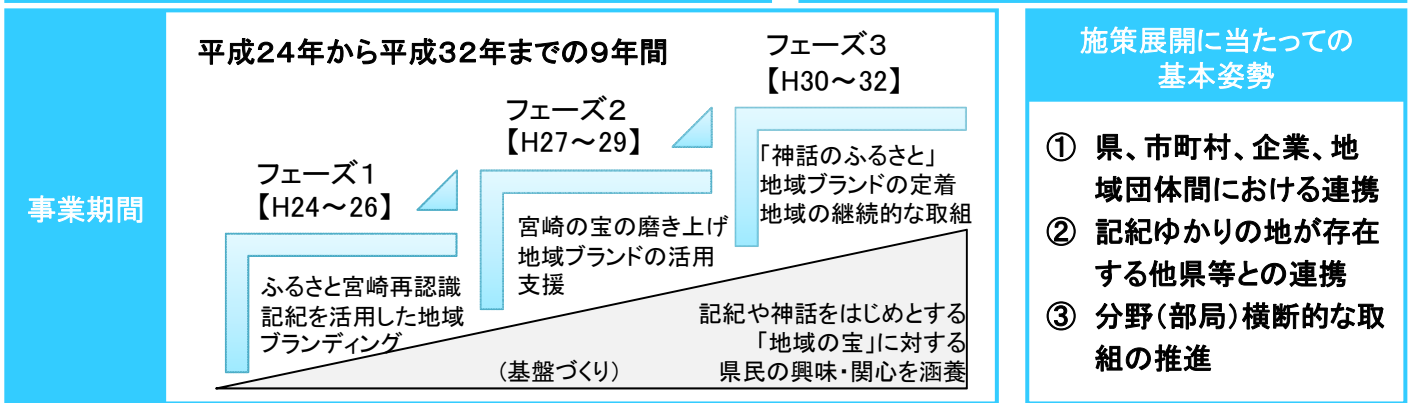
手力雄の舞とは、手力雄命(好カオミコ)が天照大神(アマテラスオオミカミ)が隠れている天の岩戸を探しているところを表した舞であり、特徴的な演目である。

関連する行事の開催等概要



記紀編さん1300年記念事業

ねらい	①みやざきの宝の再認識 ②新たな県づくりに向けた県民の力の結集 ③県内外への情報発信と観光交流の活発化	コンセプト	神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり
		推進体制	記紀編さん1300年記念事業 推進協議会



現状・課題～4つの視点からの施策展開～目指す姿

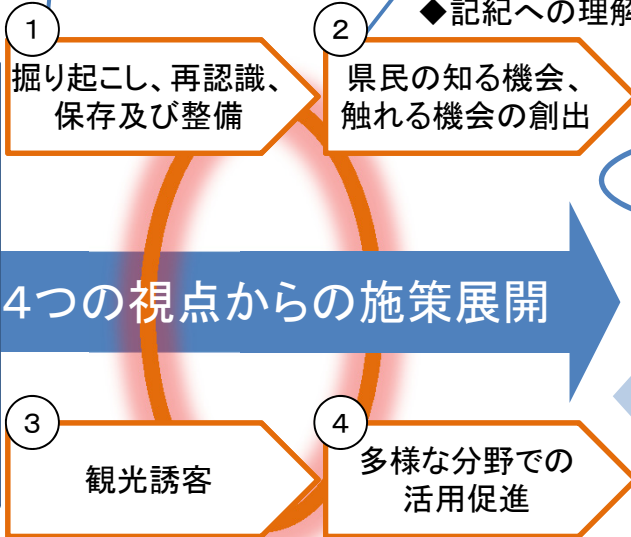


- ◆文化資源の掘り起こし
- ◆文化資源の情報発信
- ◆文化資源の保存・活用
- ◆文化資源の環境整備

視点①【取組例】
文化財調査や新たな指定・登録の推進
西都原古墳群の基礎調査

視点②【取組例】
子ども向け出前授業の開催
講座・シンポジウムの開催

- ◆記紀の認知度を上げる
- ◆記紀への理解を深める



現状・課題

- ✓神話・伝承の宝庫
- ✓県民自身が知らない
- ✓わかりにくい
- ✓とっつきにくい
- ✓有効に活用されていない
- ✓記紀ゆかりの県等との連携

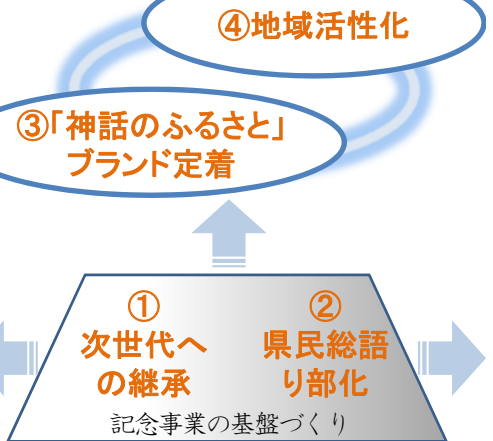


- ◆記紀という地域資源を生かした観光地づくり
- ◆魅力・情報発信の強化
- ◆戦略的な誘致宣伝活動

- ◆自発的に取り組む気運醸成
- ◆多様な主体による活動

視点③【取組例】
市町村等の取組支援
日向神話旅の推進
記紀ゆかりの県等と連携した情報発信

視点④【取組例】
古事記フード・スイーツ
古事記をテーマとした踊りや音楽の創作



重点的取組事項

- 平成32年国民文化祭の本県開催
- 世界遺産を目指した文化資源の磨き上げ（みやざきの神楽群、西都原古墳群）

交付金事業概要

1 概要

古事記編さん1300年に当たる平成24年に、「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」をコンセプトに、官民を挙げて「記紀編さん1300年記念事業」を展開することにより、日向神話や伝説、史跡など、現在まで受け継がれてきた宮崎の宝を再認識するとともに、その磨き上げや情報発信を行った。

①西都古墳まつりとのタイアップ

西都古墳まつりに新たな魅力として「木村弓さんの音楽世界」を追加。地元との交流から「響演」、そして未来への継承をテーマにしたタイアップイベント



②BS放送を活用したPR

「NHK BSプレミアム 古事記 日向路を巡る旅」の放送



③県民向けシンポジウム

著名文化人等によるシンポジウムの開催



④古事記編さん1300年記念首都圏シンポジウム

奈良県、島根県と連携し、古事記に最もゆかりの深い3県の知事が首都圏において魅力を発信

⑤首都圏大学等との連携講座

⑥大手雑誌社を活用したPR

⑦東京有楽町駅での高千穂高校夜神楽公演

修学旅行で上京する機会を活用し、高千穂高校の男子生徒6人が高千穂夜神楽を披露



⑧島根県、奈良県との連携

島根県・奈良県が主催するイベントに対してブース等を出展。3県知事によるパネルディスカッション等を実施



⑨「日向神話旅」ルート開拓

主にシニア層をターゲットにテーマ設定を行い、ルートを提案するパンフレットを作成

2 事業実施期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

3 交付金額

35,000千円



記念貨幣発行事業の効果

平成24年記紀編さん1300年記念事業の取組総括



- ◆ スタートの年として、各種講演会・研修会、イベント、マスコミなどを通して、「古事記」の内容や本県との関係などについて、幅広い世代で興味・関心が高まった。
- ◆ ホテル・旅館等において神話にちなんだ食事メニューやスイーツの開発、宿泊プランの造成がなされ、また、大手旅行会社等による旅行商品の造成や新聞、テレビ、雑誌等に本県の神話に関する情報が取り上げられる頻度も高くなってきた。
- ◆ 全国の古事記ゆかりの県同士の連携が深まった。今後、都市圏での情報発信に活用していくことができる。
- ◆ 県民が日向神話に親しむ土壌が育っておらず、当時の習俗を知る古典として、正しく読み解き伝えていく基盤が整っていない。
- ◆ 今後は、取りまとめた基本構想に沿って、歴史的・文化的資源の磨き上げや県民の理解促進といった基盤づくりを進めながら、観光誘客や多様な分野への広がりを持たせる形での展開を図る必要がある。

【参考】平成24年1～12月の観光誘客関連データ



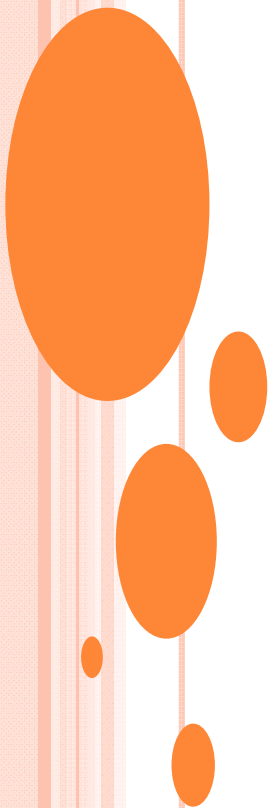
- ✓ 宮崎市内の主要な宿泊施設19社における宿泊者数(県観光推進課調べ)
→→→ 986,852人(前年922,956人 6.9%増)
※口蹄疫発生前のH21年と同水準に回復

- ✓ 秋に集中して開催した古事記関連イベント参加者 →→→ 県内外で294,062人

月	開催日	イベント名	参加者数(人)
9月	9/2(日)	里中満智子氏講演会(えびの市)	500
	9/8(土)～23日(日)の土日祝日全7日間	「神話博しまね」ブース出展(島根県出雲市)	—
	9/29(土)～10/27(土)の毎週土曜日	早稲田大学「古事記」生誕1300年記念講座(東京都)	1,400
10月	10/3(水)～8(月)	東京日本橋高島屋「日向自慢みやざき展」(東京都)	28,612
	10/17(水)、19(金)、21(日)、23(火)	浅野温子よみ語り(高原町、宮崎市、高千穂町)	2,350
	10/20(土)、21(日)	古事記を彩る「神楽の祭典」(宮崎市)	1,800
	10/27(土)、28(日)	宮崎神宮大祭(宮崎市)	142,000
11月	11/3(土)、4(日)	西都古墳まつり(西都市)	70,000
	11/9(金)～11(日)	古事記ゆかりのご当地グルメまつり(宮崎市)	46,000
	11/10(土)	交差する歴史と神話 みやざき発掘100年(宮崎市)	500
	11/24(土)	明治大学 古事記編さん1300年記念シンポジウム(東京都)	900

- ✓ 宮崎市神話・観光ガイドボランティア協議会が派遣した観光ガイドの延べ人数
→→→ 214人(前年117人 83%増)
- ✓ 高千穂町観光協会の観光ガイド受付件数 →→→ 801件(前年545件 47%増)
- ✓ 鶴戸神宮(日南市)の入込客数(運玉体験者数)
→→→ 997,899人(前年865,896人 15.2%増)

4. 栃木県



記念貨幣の概要

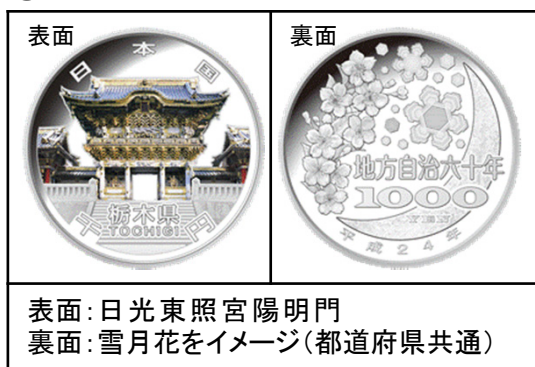
発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

①千円銀貨幣



②五百円貨幣



【図柄コンセプト】

「とちぎの魅力 豊かな自然・文化・歴史」のテーマに沿い、モチーフとしてふさわしい素材案を県民から公募。その結果を参考に、県内有識者で構成するデザインに関する栃木県検討会の結果を踏まえ、国へ提案。

造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、最終的な図柄が決定。

○日光東照宮陽明門（千円銀貨幣）

日光東照宮は、江戸幕府初代将軍徳川家康の霊廟で、二荒山神社、輪王寺とともに、「日光の社寺」として平成11年に世界文化遺産に登録された。陽明門は、同宮を象徴する建築物で、508体の彫刻や極彩色の装飾が施され、1日中見ていても飽きないことから「日暮門」とも呼ばれる。

○眠り猫と雀（五百円貨幣）

日光東照宮東回廊の奥社参道入り口にある木彫りの彫刻。左甚五郎の作と伝えられており、彫刻のある日光東照宮の東回廊は、本殿、陽明門、西回廊等とともに昭和26年に国宝に指定されている。

関連する行事の開催等概要

栃木県版デザイン貨幣発行記念 見て・訪れて・感じる とちぎの魅力再発見 スタンプラリー

■趣旨及び目的

栃木県版デザイン貨幣及び貨幣発行に合わせて企画された記念切手のPRを図るとともに、記念貨幣の図柄のモチーフとなった場所等（栃木県内観光地）を巡るスタンプラリーにより、郷土の魅力の再発見を進め、自治意識の高揚と地域の活性化を図った。

■スタンプラリーの内容

記念貨幣・切手のモチーフとなった史跡や観光スポットなど8箇所に特製スタンプを設置。これらを巡り、スタンプを3つまたは5つ集めた方に、抽選で栃木県内ホテル・旅館の宿泊券やとちぎ和牛など栃木県特産物等をプレゼントした。

(主なスタンプ設置場所)

応募方法

スタンプ1	スタンプ2	スタンプ3	スタンプ4	スタンプ5
-------	-------	-------	-------	-------

賞品

スタンプ1	10円
スタンプ2	20円
スタンプ3	20円
スタンプ4	20円
スタンプ5	100円

実施期間 平成24年 11/4(日)まで



(日光東照宮)



(とちまるショップ)

■実施期間

平成24年8月4日(土)～平成24年11月4日(日)

※応募締切り平成24年11月15日(消印有効)

■応募数 2,218通

交付金事業概要

1 各事業の内容

■ 地方分権理解促進事業

地方分権改革の意義や成果などを県民に分かりやすく説明する啓発パンフレット「もっと×2進めよう！地方分権改革」を作成した。



■ 地方分権・地方自治フォーラムの開催

地方分権改革及び地方自治に関する県民の理解促進を図るため、「地方分権・地方自治フォーラム」を開催した。

■ 記念貨幣発行PR事業

栃木県版デザイン記念貨幣発行の周知及び地域の活性化を図るため、記念貨幣・切手のモチーフとなった史跡等を巡るスタンプラリーを実施した。

■ 市町村交付金事業費

地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って、地方分権の推進及び一層の地域活性化を図るため市町村が実施した事業へ助成した。

○交付先：26市町

(事業の例)



(鹿沼市「鹿沼市キャラクターベリーちゃん着ぐるみ製作事業」)



(茂木町「もてぎ里山ウォーク大会」)

■ アンテナショップPR事業

平成24年5月、東京スカイツリータウン®内に開設したアンテナショップ「とちまるショップ」の周知を図るため、オープンプレイベント、オープニングセレモニー、記念式典を開催した。

2 事業実施期間

平成24年4月1日～平成25年3月29日

3 交付金額 35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

■ 地方分権理解促進事業

ラスト等を多用するなど、読みやすく分かりやすいパンフレットを作成することができた。また、ショッピングモールや各種集会等を通じて広く県民に配布するとともに、地方自治体職員の研修等にも活用を図るなど、地方分権改革に対する理解・関心を高めることができた。

■ 地方分権・地方自治フォーラムの開催

栃木県の実情に明るい著名人に基調講演を依頼するとともに、パネルディスカッションでは身近な課題を取り上げたことにより、参加者一人ひとりが分権改革や地方自治について、自らの課題として捉え、共に考えあうことができた。



■ 記念貨幣発行PR事業

記念貨幣・切手のモチーフとなった史跡等を巡るスタンプラリーへの参加呼びかけ等を通じて、広く県民に記念貨幣及び切手の発行を周知することができた。

また、夏休み期間にスタンプラリーを実施したこと等により、県内外の幅広い年齢層にとちぎの魅力を発信し、郷土愛の醸成や地域の活性化に寄与することができた。

■ 市町村交付金事業費

県内全ての市町がそれぞれの地域特性を活かした取組を検討し、地方分権の推進や地域活性化のために最も効果が高いと思われる事業を実施することができた。中でも、マスコットキャラクター関係の事業に取り組んだ市町が多く、マスコットキャラクターが地域の様々なイベント等に参加することで、各市町の魅力をこれまで以上にPRし、地域ブランド化を推進する契機とすることができた。

■ アンテナショップPR事業

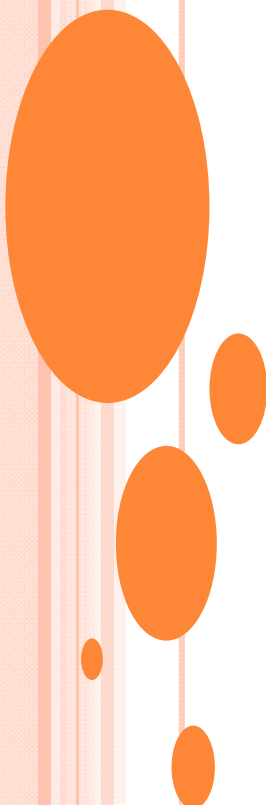
栃木県初のアンテナショップ「とちまるショップ」の開設に際し、オープンイベント、オープニングセレモニー及び記念式典を一体的に開催することにより、より効果的に「とちまるショップ」の認知度向上、さらには観光誘客に向けたPRを行うことができた。



左: オープンイベント
右: オープニングセレモニー



5. 兵 庫 県



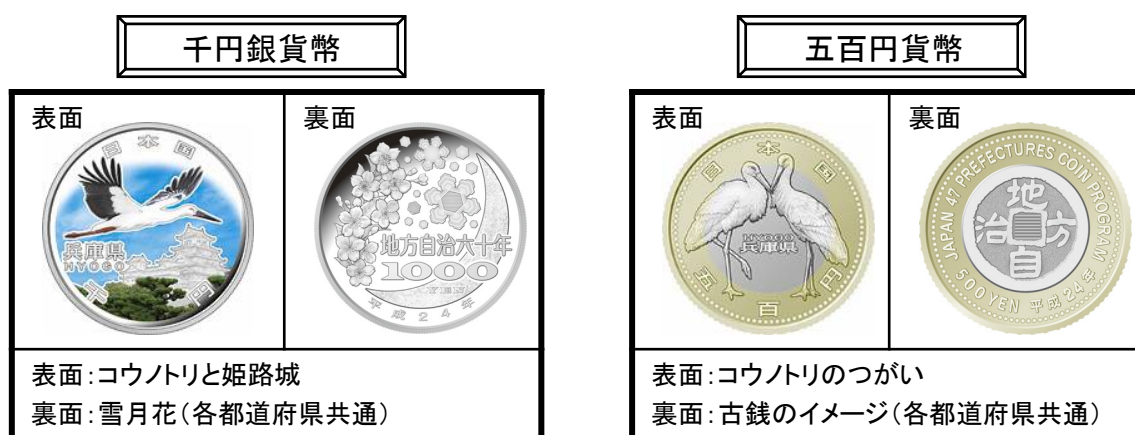
記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄コンセプト】

兵庫県の「県鳥」である「コウノトリ」は、天然記念物に指定されてから平成25年3月で60周年という節目にあたることから、千円銀貨幣には、雄大に飛翔する「コウノトリ」と、その背景には国宝であり世界文化遺産の「姫路城」を、五百円貨幣は、仲むつまじいつがいの「コウノトリ」をデザインしている。コウノトリと姫路城がもつ美しさ、コウノトリの生物学的特徴の一つである家族の結びつきの強さを表している。図案は公募による写真コンテストを行い、有識者を委員とするデザイン検討会による検討を経て決定。

○コウノトリ

昭和61年に日本産の個体は絶滅したものの、兵庫県においてロシアから譲渡されたペアによる飼育下の繁殖に成功し、平成23年末現在で、約150羽まで増加。また、平成17年以降、試験放鳥を行うなど再び野生に戻す取り組みが実施され、野外での繁殖も順調に進んでいる。

○姫路城

1346年に赤松氏により築城されたのが始まりとされ、1580年に羽柴秀吉が再築。関ヶ原の戦いの後、1600年に池田輝政が入城、翌年から9年の歳月をかけて大規模改修を行い、現在の形となる。昭和26年に国宝に指定、平成5年に世界文化遺産に登録された。

関連する行事の開催等概要

○ふるさとひょうご記念貨幣発行記念 「コウノトリと共生する地域づくりフォーラム」



- 主催** 兵庫県立人と自然の博物館
- 開催時期** 平成24年10月19日(金)～20日(土)
- 開催場所** さんとう緑風ホール(朝来市山東町)
- 内容**
- (1日目)
- テーマ「コウノトリがやってきた～野生復帰と自然再生」
- ・コウノトリ放鳥拠点での受入式典の見学
 - ・基調講演「南但馬に広がる本格的野生復帰」
講師: 江崎保男(兵庫県立大学教授)
 - ・トキとコウノトリの野生復帰と自然再生の現状報告
 - ・パネルディスカッション
- (2日目)
- テーマ「コウノトリと地域のつきあい方」
- ・基調講演「コウノトリ野生復帰を支える地域社会について」
講師: 保田 茂(神戸大学名誉教授)
 - ・パネルディスカッション
- 参加者数** 400名

交付金事業概要

1 概要

記念貨幣の図柄になっている「コウノトリ」や「姫路城」について、関連イベント等を実施。

○ ふるさとひょうご記念貨幣発行にかかる広報活動

広報誌、ラジオなど各種媒体を使った広報、公立施設やコンビニ・スーパーの店舗等でのポスター・チラシの掲示・配架等実施

○ ふるさとひょうご記念貨幣発行記念フォーラムの開催

コウノトリの野生復帰の取り組みを通して、人と自然が共生する地域振興のあり方について考えるフォーラムや展示会の開催等を実施



地域づくり講座

○ コウノトリ・ジオパーク地域づくり講座

コウノトリやジオパークを専門的・学術的に学ぶ講座、地域住民等が科学的な考え方に親しむサイエンスカフェ、及び現地で地域づくりの手法を学ぶフィールドワークを開催

○ 姫路城魅力アップイベントの開催

ステージパフォーマンス・ブース出展等を通じ、姫路城の魅力をPRする全県フェスティバルを実施



ひとはく20周年記念シンポジウム

○ 「姫路とお城」をテーマとした県立歴史博物館事業の実施

国宝「姫路城」を中心に、姫路の歴史、城と関わりの深い人物、当時の人々の暮らし等を紹介する企画展示や講演会等を開催

○ ひとはく20周年記念リレーイベントの開催

地域の様々な資源を活かした地域づくりの取り組みを報告する発表会や地域連携のこれまでの展開とこれからの方策について理解を深めるフォーラムやシンポジウム等の開催及び地域づくりに取り組む人材を全県下で育成するための博物館機能を備えた「ひとはく号」の購入



ひとはく20周年記念フォーラム

2 事業実施期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

3 交付金額

35,000千円



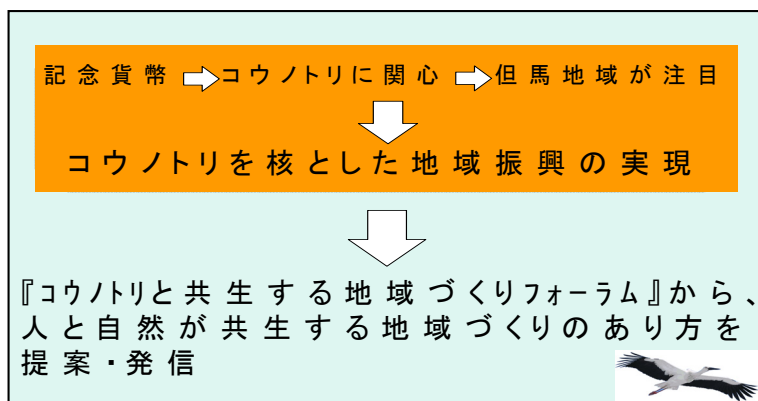
ひとはく号

記念貨幣発行事業の効果

記念貨幣の図柄となっている「コウノトリ」や「姫路城」について、ポスターの掲示やパンフレットの配布、関連イベントの実施等により、県内外に広くPRし、観光資源としての認知度を高めることができた。

○コウノトリ関連

人と自然が共生する地域づくりのシンボルである「コウノトリ」を核に、野生復帰の取り組みや地域づくりをテーマとしたシンポジウムやフォーラム等を実施したところ、約1,000名の参加があり、人と自然が共生する地域振興のあり方への理解を深めるとともに、地域づくりに対する住民意識の高揚を図ることができた。



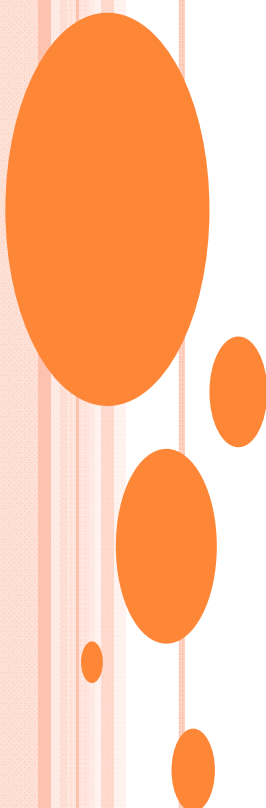
○姫路城関連

姫路城周辺にて全県フェスティバルとして開催した「姫路城魅力アップイベント」では、2日間で延べ113,000人の来場者があり、ステージパフォーマンス・ブース出展等を通じ、姫路城にまつわる歴史や文化など魅力を広く発信でき、交流人口の拡大、地域の活性化を図ることができた。

さらに、実施にあたり、県民自らが企画運営するユニークな提案など住民参画のもと実施したことで、人材育成につなげることができた。



6. 大分県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県の図柄を用いた記念貨幣を発行

◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

	
表面：宇佐神宮と双葉山 裏面：雪月花のイメージ(都道府県共通)	表面：臼杵磨崖仏 裏面：古銭のイメージ(都道府県共通)

【図柄コンセプト】

発行年である平成24年は、“昭和の大横綱”双葉山定次の生誕から100周年の記念すべき年であり、加えて双葉山の生誕地である宇佐市では、宇佐神宮本殿が国宝に指定されてから60周年を迎えることから、「八幡宮総本社宇佐神宮と大偉業を達成した相撲の達人」をテーマに図柄を選定。

◇宇佐神宮と双葉山(千円銀貨幣)

全国4万余りあるとされる八幡社の総本宮である宇佐神宮を背景に、大相撲の第35代横綱が土俵入りする様子を表したデザインとなっている。

◇臼杵磨崖仏(五百円貨幣)

国宝「臼杵磨崖仏(大日如来)」をデザインしている。

関連する行事の開催等概要

○ 双葉山肖像メダル贈呈式兼地方自治法施行60周年記念貨幣貸与式

開催概要: 双葉山生誕100年記念事業の一環として、双葉山がデザインされた肖像メダルと千円銀貨幣の贈呈・貸与式を双葉の里で開催し、関係者で発行を祝った。

主 催: 宇佐市

開 催 日: 平成24年9月18日

参加人数: 50名



○ 双葉の里～宇佐神宮横断ウォーキング大会

開催概要: ウォーキング&サイクリング大会を千円銀貨幣のデザインである宇佐神宮と双葉山(双葉の里)を結ぶコースで開催した。

主 催: 宇佐市

開 催 日: 平成24年10月18日

参加人数: 500人

○ 宇佐観光振興大会

開催概要: 千円銀貨幣の発行記念として宇佐市観光大使3名によるミニ寄席やミニライブなどを盛り込んだ観光振興大会を宇佐神宮参集殿で開催し、今後の観光振興を関係者で誓った。

主 催: 宇佐市

開 催 日: 平成24年11月27日

参加人数: 100名



交付金事業概要

①関西圏域対策事業

九州新幹線の全線開業後、関西圏域から九州へ訪れる観光客を大分県へ呼び込むため、郊外のショッピングモールで県と市町村が連携した観光物産展を開催するとともに、大阪駅構内でホテル・旅館事業者等による旅行商品の販売促進イベントが実施され、官民一体となった観光プロモーションを実施。

九州エリアからの観光客の誘致を図るため、交通事業者（JR九州）と連携した観光キャンペーンを実施。このキャンペーンに併せて県内の観光地を結ぶ観光列車や現地ツアーを造成し観光客の受け入れ体制の強化を図った。

また交通事業者が有する媒体及びそれらと連携した広告宣伝を長期間にわたり実施し、多くの観光客に大分の魅力を伝えることができた。

- ・関西圏域での観光PR（H24. 5. 9～9. 2）
関西圏域での大分県観光・物産のPRイベントの開催
関西圏域の経済界トップに対するプロモーション
- ・まちあるき観光列車の運行、PR（H24. 8. 1～H25. 2. 28）
県内の観光地で途中下車しながら、地元の奥深い魅力をガイドの案内で楽しむ観光列車の運行とおもてなし、PR
- ・交通事業者と連携した観光PR（H24. 8. 10～H25. 3. 31）
大分県の魅力を広くPRし、誘客を図るため交通事業者のキャンペーンとタイアップした広告宣伝
- ・着地型ガイドツアー造成支援、販売促進（H24. 5. 9～H25. 3. 31）
地域の奥深い魅力を地元ガイドが案内する着地型ツアーの造成支援及び販売

②都市圏誘客促進事業

大分県の新たな観光資源の発掘のため、「旅くらぶおおいた」と福岡の「アヴァンティ」読者とのタイアップにより、モニターツアーを行った。

既存の観光資源を女性ならではの目線で発掘、アレンジすることにより、大分県に眠る新たな魅力を見直すことができた。

また、HPの改修により、携帯からの投稿への利便性を向上させたことで、情報発信のツールとして活用の幅を広げることができた。

- ・旅くらぶおおいたの活用（H24. 4. 1～H25. 3. 31）
大分県のコミュニティサイトである「旅くらぶおおいた」を活用した情報発信

記念貨幣発行事業の効果

①関西圏域対策事業

○関西圏域での大分県観光・物産のPRイベント

開催日:H24. 8. 31~9. 2 開催場所:「せんちゅうパル」(大阪府豊中市)

- ・キャラバン隊PR:ラジオ生出演2局、新聞掲載6紙
- ・観光物産展:おおいたの食の魅力や地域の特産品販売(売上総額416万円)
- ・ステージイベント:大分の伝統芸能「庄内神楽」等を披露し大分の魅力をPR



キャラバン隊



物販ブース



庄内神楽

○まちあるき観光列車の運行、PR

- ・各地域の体験ツアーと有機的に結合した臨時列車を運行。
- ・運行回数10回(8/29のマスコミ試乗会を含む)
- ・乗客数 307名



○交通事業者のキャンペーンとタイアップした広告宣伝

- ・博多駅でのオープニングイベント(10/6~8)や主要駅でのキャラバン隊PR

○着地型ガイドツアー造成支援、販売促進

JR九州の県内各駅を発着点として、県内各地の体験メニュー、グルメ、ボランティアガイド等の魅力に触れる旅を造成した。

催行期間:平成24年10月~平成25年3月 52本

参加人数:1140名



②都市圏誘客促進事業

大分県のコミュニティサイト「旅くらぶおおいた」を活用した情報発信とモニターツアーの実施

- ・大分の季節のイベント情報や旬の話題をメールマガジンで配信
- ・福岡在住の女性を対象にしたモニターツアーを実施
(H25. 2. 2~3 1泊2日 20名参加 日田、天ヶ瀬、玖珠、別府、宇佐)



V 參考資料

地方分権振興交付金交付要綱

(通則)

第1条 地方分権振興交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣は、地方自治法施行60周年記念貨幣（以下「記念貨幣」という。）の図柄を考案した都道府県に対し、次項に規定する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対する交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の事業とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- (2) その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

(交付金の額)

第4条 都道府県に交付することができる交付金の額は、売却された当該都道府県に係る記念貨幣の枚数に350円を乗じた額を上限とする。

2 前項の枚数は、独立行政法人造幣局において把握するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする都道府県（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当

該交付申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県（以下「事業者」という。）は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者等の自由な創意により変更を認めることが、より効率的な目標達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業の目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9条 事業者は、事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(交付金の支払)

第13条 交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変

更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業者が、事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときには、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、取得価額が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を得なければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金に係る経理)

- 第18条 事業者は、事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（総務大臣の監督）

第19条 総務大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成20年6月23日から施行する。

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金交付申請書

標記について、交付金の交付を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

別紙 1、2、3 を添付してください。

2 交付金交付申請額

交付金交付申請額
(千円)

3 当該都道府県の予算書の当該事業関係部分（写し）を添付してください。

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

事業者の氏名
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった平成 年度地方分権振興交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、地方分権振興交付金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 対象の内容については、平成 年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりです。

2 交付申請額

交付金額
(千円)

3 この交付金は、地方分権振興交付金交付要綱第6条に掲げる事項を条件に交付します。

4 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金の交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の交付の申請を取り下げたいので、地方分権振興交付金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 交付の申請を取り下げようとする理由

2 交付決定額

金 額
(千円)

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の事業の内容を変更したいので、地方分権振興交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする事業の内容

別紙2、3を添付してください。

区 分	交付金 額
変 更 後	(千円)
変 更 前	(千円)

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、地方分権振興交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 遅延の理由

2 事業の施行の経過

3 事業完了予定日

区 分	事業の完了予定日	備 考
変 更 前		
変 更 後		

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の状況報告書

地方分権振興交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

○ 事業の状況

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け総行合第 号により交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業につき〔完了・廃止〕したので、地方分権振興交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績内容

別紙のとおり

2 交付金額

金 額
(千円)

(添付書類の例)

- ・ 研究会・検討会の開催： 報告書、開催状況、議論の経過が分かる資料
- ・ シンポジウムの開催： 当日の様子がわかる写真、シンポジウムのプログラム、報告書

○ 事業の効果

今後の地方分権及び地域活性化の振興という観点から他の都道府県にとって参考となるよう、本交付金に係る事業がもたらした効果を具体的に記述してください。

別紙

(単位：千円)

区分	全体計画 (事業が完了している場合、実績を記載)	本年度 実績額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	そ の 他 経 費			
	総 計			
財源 の 内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

(注) 契約書 (写し) 及び契約内容の完了を証する書面 (写し)、これらが無いものにあつては支出負担行為決議書 (写し) 及び事業内容の詳細を示す支出項目の一覧表を添付してください。

事業者の名称
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業については、これを確定し、平成 年度地方分権振興交付金の額を下記のとおり決定しましたので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、通知します。

記

確 定 交 付 額

千円

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

地方分権振興交付金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 交付金額（要綱第12条第1項の規定により通知した額） | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

別記様式第10

取得財産等管理台帳（年度）
取得財産等明細表

（単位：千円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

- (注) 1 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
 3 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権（工業所有権等）、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
 4 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
 5 取得年月日は検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分承認申請書

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分の承認を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由